

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

（1）庁内における推進・連携体制

中心市街地活性化の推進のための専管部署は、産業観光課とする。当課は、8名で構成（令和4年4月1日現在）しており、そのうち4名が中心市街地活性化の担当として従事している。

本市では、基本計画の策定にあたり、担当課である産業観光課を中心とした事業関係各課との連携を図りつつ、全庁横断で構成された「志木市中心市街地活性化基本計画策定委員会」において、審議・決定を行っている。具体的な計画の内容は、上記委員会の下部組織として「志木市中心市街地活性化基本計画策定委員会幹事会」を設置しており、同幹事会で検討・確認を行っている。

表 志木市中心市街地活性化基本計画策定委員会名簿

区分	職名
委員長	市長
副委員長	副市長
	教育長
委員	総合行政部長
	総務部長
	市民生活部長
	福祉部長
	子ども・健康部長
	都市整備部長
	上下水道部長
	市長公室長
	会計管理者
	議会事務局長
	選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長
	教育政策部長

表 志木市中心市街地活性化基本計画策定委員会幹事会名簿

区分	職名
総務部	財政課長
市民生活部	市民活動推進課長
	産業観光課長
福祉部	共生社会推進課長
	長寿応援課長
子ども・健康部	子ども支援課長
	健康政策課長
都市整備部	都市計画課長
	道路課長
	建築開発課長
市長公室	政策推進課長
	公共施設マネジメント推進室長
教育委員会教育政策部	生涯学習課長

表 志木市中心市街地活性化基本計画策定委員会等の検討経過

年月日	会議名・議題等
令和3年2月8日	中心市街地活性化基本計画策定委員会 ・ 中心市街地活性化基本計画の計画概要 ・ 今後の策定スケジュール
令和3年2月14日	中心市街地活性化基本計画策定委員会幹事会 ・ 中心市街地活性化基本計画の計画概要 ・ 今後の策定スケジュール
令和4年4月11日	中心市街地活性化基本計画策定委員会幹事会 ・ 中心市街地活性化基本計画（素案） ・ 今後の策定スケジュール
令和4年4月19日	中心市街地活性化基本計画策定委員会 ・ 中心市街地活性化基本計画（素案） ・ 今後の策定スケジュール
令和4年5月12日	中心市街地活性化基本計画策定委員会幹事会 ・ 具体事業の内容及び各課の役割分担
令和4年5月17日	中心市街地活性化基本計画策定委員会 ・ 具体事業の内容及び各課の役割分担

(2) 志木市議会における討議の内容

市議会に対しては、計画策定のプロセスとして、全員協議会での報告等を行っているほか、基本計画について、9月28日に議員説明会を行っている。

表 討議内容

会議・年月日	討議内容
令和3年9月 志木市議会 第3回定例会	(質問要旨) 中心市街地活性化基本計画は、今後の志木駅東口から、市役所・いろは親水公園へ続く沿道のにぎわい創出に関するバイブルともなり得る重要な計画だと認識するところである。中心市街地活性化基本計画が、志木駅前の空きテナント解消だけではなく、双葉町商店会エリアやいろは商店会エリアにも再活性化をもたらすためには、計画策定段階において、同エリアの関係者の積極的な参画が重要と考えるが、どのようなプロセスで商店会や市民の声を形にしていくのかを伺う。 また、計画策定後の事業と中央通停車場線の拡幅事業等をどのように連携をさせていくのか。例えば、山口県山口市の中心市街地活性化基本計画では、計画に基づく事業として歩道空間の修景整備を行う「歩きたくなるまちなか整備事業」や子どもたちが商店街整備のアイデアづくりに携わる「まちなかクリエイティブフィールド事業」が掲げられている。これらの例は、現在進行中の中央通停車場線の拡幅事業や策定中の志木市景観計画でのワークショップとも関わるものと思われる。本市の中心市街地活性化基本計画が机上の空論にならないためには、計画策定段階での相互の連携が重要と考えるが、どのようにするのかお考えを伺う。 (答弁) 今般策定を進めております中心市街地活性化基本計画につきましては、議員ご指摘のとおり、志木駅東口の駅前だけでなく、駅前から市役所新庁舎、いろは親水公園へと続くエリアの再活性化を図るものであり、市といたしましても、今後の将来像を描く大変重要な計画であるものと認識しております。 こうしたことから、計画の策定に当たっては、計画の策定作業に取りかかる前に中心市街地に関する様々な立場の人の意見を取り入れることはもとより、歩きたくなるようなまちづくりの仕掛けは、沿道のにぎわいを創出する上で特に重要なポイントであることから、想定されるエリア内の商店会や地権者、町内会等様々な方々へヒアリングを実施してまいります。 加えて、中心市街地活性化に関心を高めていただくため、中心市街地を通勤や通学に利用している方や市内事業所の従業者等、様々な属性の方を対象としたワークショップを開催し、中心市街地の活性化へ向けたアイデアや要望を伺い、計画検討の材料としてまいります。 また、ご質問の計画策定後の事業と、都市計画道路中央通停車場線の拡

	幅事業等、他の事業との連携についてですが、現在策定中の志木市景観計画の改定も含め、中心市街地活性化基本計画に大きく関係することから、逐一、担当課や県と情報交換を行い、そごを来すことのないよう計画策定を進めてまいります。
令和３年１２月 志木市議会 第４回定例会	(質問要旨) 志木市は周辺の朝霞、和光、戸田と同様、国土交通省のウォーカブル推進都市に賛同しているが、さらに一歩進んで、歩くと楽しくなるような、エンジョイ・ウォーカブルな都市となるよう、独自性のある取組を希望したい。 現在、中心市街地活性化基本計画の策定に取り組まれているが、中央通停車場線の電線地中化に伴って置かれた配電用地上機器にラッピング等を行うことについて、トランスBOXへ「隠れカパル」のペイントや、差し替え可能パネルを設置して、商店会の情報発信を行う等、沿道の商店会からの様々な要望やアイデアを収集し、歩いて楽しくなる取組を出来ないかご所見を伺う。 (答弁) 志木駅東口からいろは親水公園に至る中央通停車場線を、居心地がよく歩きたくなるような空間にしていくことは、中心市街地のにぎわいを創出する上でも重要なポイントの一つと捉えており、そのためには、人々が中心市街地を訪ね歩いたりとどまったりするなど、時間を過ごせるようなまちづくりの仕掛けが必要と考えております。 このようなことから、中央通停車場線の電線地中化に伴い、歩道上に設置されている配電用地上機器、いわゆるトランスボックスを活用する取組は、中心市街地をウォーカブルにするものの一つと捉えております。 また、トランスボックスの活用は、過去に議会においてご提案をいただきましたことから、市といたしましても事業化につきまして前向きに議論をしているところであります。 現在、中心市街地活性化基本計画を策定中であり、国の認定を受けた後に、国による各種支援策の活用の上、計画に基づく事業の一つとして、実現に向け判断してまいりたいと存じます。 いずれにいたしましても、議員ご提案のトランスボックスの活用は、沿道のイメージアップに貢献するものと認識しておりますので、多くの人に支持や理解を得られるよう、事業を実施したいと考えております。
令和４年３月 志木市議会 第１回定例会	(質問要旨) ふるさと納税の返礼品として扱っているような本市の名産品について、直接購入できたり、購入方法の案内ができる常設の施設を、市内に設けることはできないか。 本市の名産品については、現状では購入できる場所が市内に点在しており、名産品の存在を知らなかったり、購入を希望する人が、場所がわからない場合もあるやと聞き及んでいる。

	本市の名産品をまとめて案内でき、その場で購入することもできる施設があれば、訪れる人に対し、志木市の魅力を今以上にPRすることが可能と考えるが、こうした拠点の設置について所見を伺う。 (答弁) 議員ご案内のアンテナショップにつきましては、平成22年度から平成29年度まで、空き店舗を活用し志木市商工会が運営したアンテナショップ「かっぱふれあい館」を設置しておりましたが、残念ながら建物所有者の事情により平成30年2月で閉館となった経緯があります。このようなことから、現在、本市の名産品を一堂に取り扱う常設の施設はございませんが、志木市観光協会が発行している観光ガイドマップや市ホームページにおきまして本市の名産品をご紹介しているほか、志木市商工会において、志木名物として22品目の名産品を認定し、ホームページ等で商品や取扱店舗について周知を図っているところであります。 議員ご提案のような常設の施設の設置につきましては、現在、策定に向け取り組んでおります志木市中心市街地活性化基本計画において、今後計画に基づく事業としてチャレンジショップ事業の中でアンテナショップ的な機能を持たせることができないか模索してまいりたいと考えております。 また、名産品の周知につきましても、現在、コロナ禍で新たな志木名物の認定ができていないところでありますが、今後、志木名物の認定拡大と一層の普及につきまして商工会へ働きかけを進めてまいります。
令和4年6月 志木市議会 第2回定例会	(質問要旨) 令和3年度予算で中心市街地活性化基本計画の素案が完成し、計画案の全容が明らかになるものと楽しみにしている。今後のパブリックコメントの実施予定や国から認定を受けるまでの流れをお示し願う。 また、昨年開催したワークショップ参加者等へ、基本計画がどのようにまとまるのかのフィードバックをすることが必要と考えるが、予定を教えてください。 さらに、今年度予算の基本計画認定支援の委託内容は具体的にどのような業務で、その成果をどのように捉えているのか、お伺いする。 (答弁) 現在、中心市街地活性化基本計画に掲載する令和5年度から9年度までの5年間に行う予定の事業について、庁内で調整をしているところであります。 今後、国との調整を進めながら9月をめどに計画案をまとめた後、議員の皆様へ計画の概要についてご説明の場を設けさせていただきますとともに、市民への意見公募を実施する予定であります。その後、意見公募の結果を踏まえ、必要な修正を行い、来年2月頃、国に認定の申請を経て令和4年度末の認定を目指してまいります。 また、議員ご指摘の昨年度開催いたしましたワークショップの参加者へ

のフィードバックにつきましては、当初参加された皆様へのお礼を兼ねて、いただいたご意見やアイデアがどのように計画に生かされるのか、取りまとめの報告会を行うことを予定しておりましたが、まん延防止等重点措置等に基づく県の要請により、開催を延期させていただいたところでございます。今後スケジュールを再調整の上、秋頃に開催をしてみたいと考えております。

さらに、今年度の委託業務であります基本計画認定支援につきましては、国の計画認定に向けた計画案の調整や修正、計画における現状把握に必要な歩行者、自転車の通行量調査を実施するほか、計画認定後の令和5年度以降、計画に基づいた事業を速やかに開始するために必要なチャレンジショップ事業の企画、検討等を行うものであり、いずれも国の認定を着実につなげるために必要なものと捉えているものであります。

〔２〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

（１）協議会の概要

本市では、中心市街地活性化の推進に関して必要な事項に関する協議のほか、本計画の進捗管理を行うとともにフォローアップを実施していくため、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、志木街づくり株式会社（市の出資率は 10% ※令和 4 年 12 月に出資金について議決、令和 5 年 2 月 1 日設立）及び、志木市商工会が中心となり、令和 5 年 9 月 7 日に志木市中心市街地活性化協議会を設立。

表 志木市中心市街地活性化協議会委員の構成

構成員	氏 名	根拠法令（法第 15 条）
志木市商工会会長	清水 和之	第 1 項第 2 号イ
志木市商工会副会長	村山 宏	第 1 項第 2 号イ
志木市商工会副会長	木下 武三	第 1 項第 2 号イ
志木市商工会工業部会長	久保 晴弘	第 1 項第 2 号イ
志木市商工会商業部会長	後藤 孝志	第 1 項第 2 号イ
志木市商工会建設業部会長	那須 博志	第 1 項第 2 号イ
志木市商工会サービス業部会会長	西川 和人	第 1 項第 2 号イ
志木市商工会青年部長	高山 樹	第 1 項第 2 号イ
志木市商工会女性部長	久保 あや子	第 1 項第 2 号イ
志木街づくり株式会社 取締役	國分 学	第 1 項第 1 号ロ
株式会社丸井 マルイファミリー志木店長	押田 淳	第 4 項第 1 号及び第 2 号
NPO 法人 志木子育てネットワーク ひろがる輪 代表理事	小笠原順子	第 4 項第 1 号及び第 2 号
志木市町内会連合会会長	竹前 榮二	第 4 項第 1 号及び第 2 号
しきアロハ商店会長	栗原 忍	第 4 項第 1 号及び第 2 号
いろは商店会会長	吉川 守	第 4 項第 1 号及び第 2 号
双葉町商店会会長	大堀 和美	第 4 項第 1 号及び第 2 号
志木市観光協会会長	星野 博之	第 4 項第 1 号及び第 2 号
埼玉りそな銀行志木支店長	内海 俊宏	第 4 項第 1 号及び第 2 号
武蔵野銀行志木支店長	岡田 明彦	第 4 項第 1 号及び第 2 号
川口信用金庫志木支店長	小糸 努	第 4 項第 1 号及び第 2 号
東京信用金庫志木支店長	江原 一夫	第 4 項第 1 号及び第 2 号
志木市市民生活部長	松井 俊之	第 4 項第 3 号
志木市市民生活部産業観光課長	石塚 匠	第 4 項第 3 号

(2) 志木市中心市街地活性化協議会規約

志木市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 志木街づくり株式会社及び志木市商工会は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会の名称は、志木市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、志木市中心市街地活性化基本計画（令和5年3月17日内閣総理大臣認定。以下「基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項をその他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(協議会の活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 志木市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関する必要な事項についての意見提出に関すること。
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整に関すること。
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換に関すること。
- (4) その他中心市街地の活性化に関すること。

(協議会の構成員)

第5条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 志木街づくり株式会社
- (2) 志木市商工会
- (3) 株式会社丸井マルライフファミリー志木
- (4) NPO法人志木子育てネットワークひろがる輪
- (5) 志木市町内会連合会
- (6) いろは商店会
- (7) 双葉町商店会
- (8) しきアロハ商店会
- (9) 志木市観光協会
- (10) 埼玉りそな銀行志木支店
- (11) 武蔵野銀行志木支店
- (12) 川口信用金庫志木支店
- (13) 東京信用金庫志木支店
- (14) 志木市

(協議会の組織)

第6条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第7条 委員は、第5条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(会長)

第8条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第9条 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第10条 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長又は副会長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第11条 協議会は、中心市街地の活性化に関し必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第13条 委員がやむを得ない理由のため、会議に出席できない場合は、前条第2項の規定により通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。

2 会長は、緊急を要する事項又は簡易な事項については、書面により会議の議決に代えることができる。

(専門部会の設置)

第14条 協議会は、その目的の実現のために協議する内容ごとに専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第16条 協議会の事務局を志木市商工会に置く。

(解散)

第17条 協議会は、基本計画で定める計画期間の満了をもって解散する。

2 基本計画で定める計画期間が満了する前に解散する場合は、構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和5年6月30日から施行する。

(3) 志木市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する商工会の意見

令和4年11月4日

志木市長 香川 武文 様

志木市商工会
会長 清水 良介



志木市中心市街地活性化基本計画（素案）に関する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、志木市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書を提出いたします。

志木市中心市街地活性化基本計画（素案）について、本市中心市街地の活性化に寄与するものであり、妥当であると判断いたします。

なお、志木市中心市街地活性化基本計画の実行が、一層の中心市街地活性化に寄与するよう、次の意見を申し添えます。

（付帯意見）

1. 中心市街地内の活性化に向け、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な環境整備をお願いしたい。
2. 計画に位置付けられた事業の実施に当たっては、多くの地元事業者が補助制度の活用や事業参画ができるよう、十分な配慮をお願いしたい。
3. 志木駅周辺には高校や大学等高等教育機関が多く位置することから、中心市街地が多くくの学生に利用されるよう、滞留機能の確保や居場所づくりに関する配慮をお願いしたい。
4. ペDESTリアンデッキのリニューアルに際し、イベントでの利活用が行いやすくなるよう配慮をお願いしたい。
5. 中心市街地活性化基本計画の区域外に立地する商業地など、区域外の商業振興についても継続的な取組をお願いしたい。

(4) 開催経過

令和5年4月13日付、商工会に意見聴取

- ・志木市中心市街地活性化基本計画の変更について（令和5年度第1回）

令和6年1月11日付、協議会に意見聴取

- ・志木市中心市街地活性化基本計画の変更について（令和5年度第2回）

令和6年7月18日付、協議会開催

- ・令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画の説明
- ・商業環境の維持・増進事業の推進にかかる地区計画等の策定検討

令和7年1月、協議会に意見聴取

- ・志木市中心市街地活性化基本計画の変更について（令和6年度第2回）

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

（１）客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

■ まちづくりに関する市民意識調査

令和元年９月から１０月に実施した市民意識調査において、「定住意向」や「産業に関する満足度・施策ニーズ」に関連する設問を設け、市民意向を調査・把握した。

■ コロナ禍の影響に関する志木市全世帯意識調査

令和３年１０月から１１月に実施した市民意識調査において、「新型コロナウイルス感染症の拡大前後における、地域の商店街及び個人商店等の利用状況の変化」に関連する設問を設け、市民意向を調査・把握した。

■ 歩行者・自転車通行量調査

令和４年６月１４日（平日）及び６月１９日（休日）に、中心市街地区域内の９箇所を対象に、歩行者及び自転車の通行量調査を実施した。

（２）多様な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

■ 志木市中心市街地活性化基本計画ワークショップ

令和３年１０月～１２月に、中心市街地活性化基本計画（素案）作成にあたり、中心市街地に関わる居住者や商店主等の事業者、利用者等の意見を取り入れることを目的として、ワークショップを実施した。

中心市街地に関わる幅広い方からの意見収集を図るため、「社会人」「商店主等」「高校生」の３グループを設定したうえで、各グループ２回のワークショップを実施した。

■ 立教大学との連携

本市に近接して立地している立教大学（法学部・薬師丸ゼミ）と連携し、学生を志木市中心市街地活性化基本計画ワークショップのオブザーバーとしてテーブルに配置し、意見交換の活発化を図った。

また、学生が中心市街地区域内の商店主等を対象にインタビュー調査を行い、情報発信ツールとなる動画の制作を行った。

■ 志木市中心市街地活性化基本計画（素案）の共有会

志木市中心市街地活性化基本計画ワークショップに参加していた方を対象に、中心市街地活性化の機運を高めていくことを目的とし、計画（素案）の共有会を実施した。

日時：令和４年１２月１９日（月） １５：００～１６：００

会場：市庁舎１階市民ホール

開催内容：１．あいさつ

２．計画概要の説明

３．ワークショップ以降の取組等の紹介

４．今後の取組に関する意見交換

５．閉会